

令和3年9月3日

保護者様

岡崎市立福岡小学校
校長 磯村 彰久

児童用タブレット端末の破損等の補償範囲と対応について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき感謝しています。

さて、本校では、岡崎市教育委員会から整備されたタブレット端末を様々な学習場で、適切な指導のもと大切に利用してきました。ただ、今回始まったオンライン学習によって、家庭学習での破損や紛失等のリスクも想定されます。

つきましては、「同意書」にもあるように、状況や場合によっては、御家庭で任意保険または実費負担での補償をお願いすることもありますので、下記のとおり御理解、御協力のほどよろしくお願ひします。

記

1 補償対象となる範囲

- (1) 学校敷地内の教育活動において生じた過失による破損
- (2) 学校敷地内で発生した盗難（警察への盗難被害届の提出が必要）
- (3) 適切な利用において生じた故障

2 補償対象外となる事例

- (1) 学校敷地外で生じた破損
- (2) 学校敷地内外を問わない紛失
- (3) 雨天時の屋外での利用による雨水による故障
- (4) 故意の改造や設定変更による破損、故障、利用不可となる状態
- (5) 日常的な利用で摩耗、劣化した消耗品の代替
- (6) 上記以外で、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損

3 補償対象外となる場合の対応

- (1) 任意保険または実費負担で補償していただくこととなります。
- (2) すでに加入されている御家庭では、「愛知県小中学校PTA連絡協議会 小中学生総合保障制度」が使える場合もあります。（問い合わせ先：(0566)45-5421 A I G損害保険株式会社 岡崎事務所）

4 消耗品の自然劣化や摩耗について

- (1) 画面保護フィルムが、長期間利用する中で劣化したり傷付いたりした場合、代替品の購入と貼り替え作業は、個人負担となります。
- (2) 今後、スタイラスペンやイヤフォン等を利用するようになった場合も、同様となります。

5 持ち帰り時および家庭での利用時の注意点について

- (1) 水筒などの硬い物と一緒にかばんに入れないようにし、御家庭で準備していただくソフトケース等に入れ、画面を保護してください。ランドセルに入れて運搬することも可能です。
- (2) 自宅で利用する場合は、身の回りの場所を整理したうえで丁寧に扱ってください。
- (3) 自宅以外の場所には持ち出さないようにし、学習目的に限って利用してください。

（連絡先：岡崎市立福岡小学校 教頭 都築眞美子 電話 51-9040 FAX51-9082）